

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4053
20年5月8日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

主要な労働条件見直し (18・19・20年度実施項目)

おはようございます。
ここ数年、「働き方改革」、労契法20条裁判原告勝訴等も背景としながら、多くの労働条件改訂が行われています。
「労働条件改善につながる改訂もありますが、「不利益変更」といわざるをえない改訂も含まれています。
会社の社員周知も不十分であり、改訂内容を充分承知していない社員も多く、また、一部では改訂内容を管理者や担当役職者が充分把握していないゆえの事務処理ミスも報告されています。
今回、非正規センター(ゆい)が、主な労働条件改訂の概要をまとめ発信してくれました。概要一覧を掲載するとともに5月1日から実施された主な項目について、皆さんにお知らせします。

尚、提示(実施)される項目を見てもイメージがわからないものもあります。詳しくはユニオン支部役員にお尋ねください。



● 時給制契約社員(郵便・計画)に対する資格給の特例加算
◆ 制度改定内容

資格給特例加算制度の対象に時給制契約社員(郵便・計画)を加える。
*各部の計画担当社員が対象です。
実施時期・・・2020年4月
(2020年10月から、200円の適用者が生じる)

● 同性パートナーに係る特別休暇(忌引)の適用
◆ 制度概要

同性パートナーと共同

生活に係る公正証書を取り交わしている場合は、特別休暇(忌引)を取得可能とする。
実施時期・・・2020年5月1日



● 短時間勤務職の転換時期の追加
◆ 制度改定内容

現在、55歳以上若しくは育児・介護及びがん治療等特別な事情があると会社が認めた場合に転換を認めている短時間勤務職について、転換時期の見直しを行う。
毎年4月1日に加えて、毎年10月1日(転換希望申請は7月末まで)についても、短時間勤務職への転換または短時間勤務職から短時間勤務職以外への転換が可能。
実施時期・・・2020年5月1日

主要な労働条件見直し概要一覧

(18・19・20春闘時における会社提示より)

<2020年春闘・労働条件等改訂提示>

- 月給制契約社員の基本賃金の算出方法の見直し
- 時給制契約社員(郵便・計画)に対する資格給の特例加算
- 同性パートナーに係る特別休暇(忌引)の適用
- 短時間勤務職の転換時期の追加
- 2021年度採用予定数

<2020年度から実施される労働条件等改訂>

- 正社員の扶養手当改訂
- 60歳未満アソシエイト社員の扶養手当
- 65歳定年制実施
- 再採用制度等対象の拡大
- 育児休業等による昇給の遅れの緩和
- アソシエイト社員等に係る育児・介護制度の拡充
- 私傷病休職期間の見直し
- 業務外非行による懲戒解雇時における退職手当の一部支給



<2018年度から実施された労働条件等改訂>

- 一般職等の住居手当の廃止
- 年末年始勤務手当の見直し
- 期間雇用社員への病気休暇(私傷病)制度の新設
- 正社員の年休発給日数の見直し
- 期間雇用社員等への計画休暇付与制度の導入
- アソシエイト社員への夏期・冬期休暇の新設
- 寒冷地手当の見直し

<2019年度から実施された労働条件等改訂>

- 正社員登用の要件緩和
- 同性パートナーに係る特別休暇(社員の結婚)の適用
- 短時間勤務への転換に係る要件緩和
- 正社員(一般職)登用者の初任給引上げ
- 再採用制度等対象の拡大

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇

なごろう差別! ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!